

修正動議

令和4年度四万十町一般会計補正予算について、一部減額修正動議が議員

発議により提出され、これを賛成少数で否決した。

【修正案提案理由要旨】

【発議者】古谷幹夫

【賛同者】下元昇

村井眞菜

【修正内容】

令和4年度四万十町一般会計補正予算(第6号)の一部を次のように修正

を行うものです。第2条(継続費の補正)を削る。

第3条中、「第3表繰越明許費」を「第2表繰越明許費」に改め、同条を

第2条とする。第4条中、「第4表地方債補正」を

「第3表地方債補正」に

「第3表地方債補正」に

改め、同条を第3条とする。結果、第2表を削り、それに伴い「第3表」を「第2表」とし、「第4表」を「第3表」とするもの。

【提案理由】

原案は、文化的施設整備事業を進める過程において、資材単価の高騰等の影響により、建築工費の増額が必要になったことから、昨年9月に議決された「継続費」について、7億1997万円の増額変更を提案するものと理解する。

過日、この増額への対処として、議会・町民には3つの選択肢、①やむを得ない事情であるため、設計の見直しは行わずに予算計上

②施設規模の縮小や設計そのものの見直しを含めた総事業費の圧縮を検討

③事業の一時休止が示され、大正・十和・窪川地域で住民説明・意見交換会が開催された。

それを受け、11月5日から29日までの僅か20日余りの期間で3595名の署名を整え、「四万十町の未来を考える会」から町長宛に「文化的施設整備事業の一時休止を求める請願書」が提出された。さらに12月2日には同主旨の請願書が町議会議長宛にも提出されている。

この事業が6年間にわたって進められてきたことを認めたとしても、この期に及んでなお3595名が名を連ねた一時休止(事業の見直し)を求める請願書が提出される

と言う事態を招いてしまった。この事実は、本事業がいかに町民の思いとかけ離れて進められてき

たものであるかということの証左であると受け止めるべきである。

私は、この請願書に込められた3595名の願いはとてつもなく重たいものと判断せざるを得ない。

従って、「今後町内の人口減少が必至となることを踏まえ、施設規模及び維持管理費の在り方について今一度立ち止まり、見直しをする必要がある」とする本請願の趣旨に「応え、一時休止の選択をすべき」との強い思いからこの修正動議を提案するものである。

たものであるかということの証左であると受け止めるべきである。

私は、この請願書に込められた3595名の願いはとてつもなく重たいものと判断せざるを得ない。

討論

【原案に賛成の討論】

緒方 正綱議員

執行部の示した3つの選択肢は、あくまで考えられる今後の方向性であり、提案したものではありませんと解釈する。

一時休止の期間や根拠が見いだせず、資材高騰を考えた場合、迅速に事業を進めるべきと考える。資材高騰に関しても、本事業だけでなく、全ての事業に当てはまることである。

ランニングコストにしても、新たな増額は1665万円であり、これは規模縮小しても大幅に減額されるものではないと考える。

文化施設の整備により、右肩下がり的人口ビジョンを打開するまじづくりを目指すべきである。

あれば、ほかの公共事業はどうなるのかと考える。昨年9月に議決された継続費は、金額だけのものなのか、建設予定地、施設規模、構造なども含んだ議決と考える。

これまで6年間かけてその都度議会も予算を認めて結論を出してきたものと違う結論を出す場合、どうすればいいのか対策を示すべきである。

総合振興計画にも、本事業は位置付けられており、全会一致で計画を可決している。住民投票を提案するほど重要な案件であれば、議会としても特別委員会の設置もでき

たはずである。

文化施設の整備により、右肩下がり的人口ビジョンを打開するまじづくりを目指すべきである。

橋本 章央議員

今回の増額は資材単価の高騰によるものであり、本事業だけを見直すので

※討論を抜粋しますが、ページの都合により重複部分は割愛します。



(修正案に賛成の討論)

水間 淳一議員

以前、現図書館・美術館の問題点について話してきたが、進捗はなく、やっと本事業が提案されて進んできたかという思いがある。

しかし、本提案の増額分に対して町民が納得しているか、賛成意見の醸成ができてきているかという点には疑問があり、既決の継続費の中で事業を進めるべきであると考え、資材に関しては、大正地域の町有林の切り出しにより対応できると考え、合併特例事業債に關しても、間に合わないとの声もあるが、やり方によっては間に合うはずであると考え、古代より、戦に赴くときは「天の利」「地の利」「同志の和」が大事

と言われている。町民との「同志の和」が醸成されていない現状で、本事業を進めるべきではないと考える。

(原案に賛成の討論)

林 健三議員

本事業は6年間にわたって、構想や計画を議決し進んできた事業である。住民説明会でも、大正・十和地域では反対意見もなく、窪川地域でも整備を求める若い世代の声があったと聞いている。

今回の提案についても町の実質負担額は2億6366万円の増額であり、シミュレーションでも健全な財政運営が維持できる見込みである。また、なかの活性化の観点からも原案に賛成する。

(原案に賛成の討論)

中屋 康議員

今議会での一般質問の執行部答弁を要約すると、実質的な負担額と中期財政計画との整合性もとれている、事業規模圧縮に關しては、見直しは不可能である、一時休止に關しては、合併特例事業債の発行期間との兼ね合いで無理であると言った答弁であったと解釈する。

これまで議会としても、所管の常任委員会では進地視察研修を重ねてきた経過もある。また、昨年9月補正予算の議決に対する増額予算であり、町民からの一時中止の要望書の重みはしっかりと受け止めて、理解を求める努力もし事業を進めるべきと考える。

(修正案に賛成の討論)

下元 昇議員

昨年9月の継続費の採決は1票差である。しかし、議会の議決は重く受け止めている。私は図書館が必要ではないという立場ではなく、複合施設とせず、学生の動線上に図書館のみを建設してどうか、美術館は既存の施設を広く使えるので改修して使用したかどうかと話してきた。

契約にあたっては、おそらくJV方式となり、地元にとせる金額も3割程度になるのではないかと推測する。今回3595人の一時休止を求める署名が提出され、重ねて職員アンケートも拝見した限り、本事業に不安を抱えている人は多いと考え、本修正案に対し賛成の立場での討論とする。

(原案に賛成の討論)

酒井 祥成議員

昨年9月の継続費の議決は、金額だけでなく建設予定地や規模、複合施設の在り方までを含めて議論し、議決したものと理解している。

今回議論すべき点は、増額分をどう判断するかであるが、計画・設計の変更ではないこと、資材単価の高騰によるものであること、肥料価格高騰対策など、その他の資材単価高騰にかかる部分も事業化されていること、以上3点から本増額予算は認めるべきと考える。また、合併特例事業債が使えなくなった場合、これまで借り入れてきた分の返済のおそれもある。第2次総合振興計画を全会一致で議決してきた経過なども踏まえ、スピード感を持って進めるべきと考える。

(修正案に賛成の討論)

村井 眞菜議員

前教育民生常任委員として、先進地視察も重ねてきた。鳥取県智頭町では施設の整備にあたって、10年の月日をかけて、民意を醸成してきたと学んだ。一方、四十町では、反対の署名もあり、これを無視することは、文化的施設がみんなのものじゃなくなるのではないかと危機感を感じる。

今まで議論の場を設けてこなかったとの意見もあるが、だからこそ今までの在り方を顧みて議論を深める必要があるのではないかと考える。行政だけでなく、共助の力によって、大きな箱物ではなく小さな拠点をつなぐソフト面の充実を図るべきであると考え。

(修正案に賛成の討論)

武田 秀義議員

確かに昨年9月に継続費が議決されているが、全会一致で認めてきたわけではない。議会として議決したこととして進めるべきことではあると思うが、最終的なこの時期にきて住民からの一時休止を求める署名もあり、また、役場職員アンケートでも事業推進に疑問がある職員も多い。まだこれだけの不安の声があるなかで、そのまま進めていいものかどうか考えてもらいたい。

私の記憶では、本事業の推進に対して、当初、賛成された議員は少なかったと思うが、前回の陳情が不採択とされ、町民の意思は無視されたまま進んできた。私も何度も一般質問で修正の余地があるのではないかと

てきたが、そのまま進んできた。

合併特例事業債の期限があるからやめられない、そんな理由で進めていいのか、今後の人口ビジョンを考えて慎重な判断をしていたらだいたいと思う。

(修正案に賛成の討論)

堀本 伸一議員

昨年9月に一票差で議決されたことであるが、議決だからという考えで進めてはいけないのではないかと考える。

総合振興計画に対する位置付けも、書いてあるから進めるではなく、議会や町民と議論を重ね進める必要がある。

町の最高規範である、まちづくり基本条例に、町民が主権者であると示されており、約3600筆の署名を真摯に受け止

めなければならない。

建設にあたって、財政的に問題がなくても、ラニングコストの問題もあり、今後の人口減少を考えると、将来に禍根を残さないために議論の必要があると考える。

今の計画を町民が望んでいない可能性が高く、人口減少に歯止めがかからなかった場合、どこが責任をとるのかという思いがある。

以上、一時休止して、議論を深め、さまざまな対策を研究して見直す必要があると考える。

(修正案に対する採決結果)

賛成者(6名)

古谷幹夫、武田秀義
下元 昇、水間淳一
堀本伸一、村井眞菜

反対者(7名)

酒井祥成、槇野 章
林 健三、緒方正綱
吉村アツ子、中屋 康
橋本章央





文化的施設



武田 秀義 議員

町民に応える必要があるのではないかと 事務事業としてしっかり進めてきた

／町長

武田 基本構想・基本計画とともに、サービス計画も進めておれば規模的なものなど考えられたのではないかと。

大元政策監

段階、段階において手順を踏まえた上で進めてきたと理解している。

武田

サービス計画が構築されれば、この規模の施設の必要はないのではないかと、町民の声として3595筆の署名ではないか。

また、町職員にもアンケート調査し165人の回答があり、多数の休止



見直しを望む結果が出ている。町民に応える必要があるのではないかと。

中尾町長

3595人の署名は民意としてしっかり受け止めたいと思うが、事務事業としてしっかり進めてきたこともご理解いただきたい。

ヤイロチョウ

請願書に対する今後の取り組みは まちづくり推進協議会の中で意見を 伺っていききたい／副町長

武田

「ヤイロチョウのさえずるまちづくり条例」の制定を求める請願書が、令和2年3月定例会で可決されている。その進捗状況は。

でいくか。

森副町長

大正・十和両地域のまちづくり推進協議会の中で、議題として皆さんの意見を伺っていきたいと考える。

その他の質問

● 外来種サンジャク対策



四万十町の鳥「ヤイロチョウ」

武田

今後どう取り組ん

地域振興

新築、改修を含めた整備内容である

十和地域への図書館設置の計画内容を示せ

町長



堀本 伸一 議員

堀本 11月2日に十和地域において、文化的施設の説明会を行った中で、町長は十和地域にも図書館設置を行う旨の発言をしている。

地域住民は事業内容が分からず困惑している。現況を踏まえ明確な計画内容を示せ。

畦地十和町民生活課長

地域振興局の図書コー

ナーや旧小鳩保育所での図書環境は十分でなく、改善策として「十和地域まちづくり推進協議会」等とも協議を重ね、総合振興計画に基づき設置に向け準備費を来年度予算に計上する予定である。



十和地域振興局の図書コーナー

中尾町長 十和地域の図書館設置は必要である。できれば私の在任中に文化的施設を拠点とした相乗効果を果たす内容で、

大正・十和地域の分館が連携した方向で考えている。

しかし、予算の問題もあり、新たな建築、あるいは改修も含めた計画であり、現段階では整備を行っていく内容と理解いただきたい。

一時休止を求める民意を問う

不徳の限りだが、行政手続きは十分踏んできた

町長

堀本 地域説明会を終え延床面積2000㎡、今回の増額予算約7億円、総額23億1780万円と膨れ上がった文化的施設の事業計画に対し、町民の真の思いはどうあると判断するのか町長の考えを示せ。

大元政策監 図書館・美術館の規模としては蔵書数、収蔵庫を含めた必要

最小限の規模であり、余裕のある施設だとは思っていない。さらに、増額予算7億2千万円は有利な起債であり町民負担にならないと考

中尾町長 町民からの3595筆の署名は、自身、不徳の致すところである。

しかし、町も平成29年より民意を汲み、様々な意見公募等に努めてきた。文化的施設は本町に絶対必要な施設と思い、不測の事態も想定してこれまで財政堅持にも努めてきた。



十和地域住民説明会

文化的施設



橋本 章央 議員

説明会の意見にどう応える スピード感を持って進めたい

／政策監

橋本 説明・意見交換会では文化的施設の計画どおりの整備を求める声があったが、どう応えるか。

大元政策監 特に若い世代や、子育て世代から施設整備を求める声とか、期待を寄せる声を受けている。説明を受け、「財政的に問題がなく施設規模やサービスが華美・過大なものではないと分かった」「子どもたちの成長は早いので計画どおりスピードで進めてほしい」などの意見があった。そういった声を真摯に受け止めて、町民の皆さんにとって機会の喪失や選択肢の幅を狭めないように、計画どおりスピード感を持ってすすめたい。



窪川地域住民説明会

橋本 町の未来を「長期的な視点」で考えた時、文化的施設の整備によって目指しているところは何か。

中尾町長 生涯学習の拠点として町民の誰もが必要性を感じたときに、目的の知識や情報、多様な分野の情報やアート体験、さらには、新たな出会いができるコミュニティの場になると考える。

学校教育

不登校児童・生徒の対策は スクールカウンセラーなどにより 取り組んでいる／学校教育課長

橋本 不登校児童・生徒の現状と対策について問う。

小学校・中学校とも全国的に増加傾向にあり、本町も同様である。徒や保護者の状況などを把握するとともに、学校現場においては、スクールカウンセラーを配置するなど対応に取り組んでいる。

岡学校教育課長 不登校児童・生徒の現状として

不登校となっている原因や背景は、一人一人によって異なるので児童生



ネット販売事業

事業再開の目処は 職員を確保し一日も早く再開する

町長



下元 昇 議員

下元 本年度予算約1200万円の執行状況は。

小笹にぎわい創出課長

現在までにサイトの維持管理費として2万円、年間4万円を予定しているがほとんど活用できていない。ただ、アドバイザーへの委託費の本年度執行を考えている。

下元 ふるさと納税推進

協議会との連携はできているのか。

小笹にぎわい

創出課長 正式な実施体制

については話し合いができない。現在事務局の体制をめぐり窪川と調整し、地域おこし協力隊を2名雇用し支援に当たるとの予定である。



あぐり窪川

中尾町長 推進母体の事務局体制のスタッフ確保の問題で遅延しており、非常に責任を感じている。職員を確保し一日も早く再開する。

下元 町長は遅くとも10月には再開したいと言っていたが、今後の取り組みは。

...

請願をどう受け止めているのか

決して軽んじてはいない 町長

下元 22億円超の本事業はJV方式（共同企業体）での契約になるのか。

池上総務課長 状況が整えば指名業者選定審査会を開き方法を決定するが、これまでの例で言えばJV方式での入札を軸に検討することになる。

森副町長 雇用や構造材など地元の資材調達など課題になる部分は、入札説明書に明記し、地元雇用を指導する。

下元 約3600人の請願は非常に大きな民意だが、どう捉えているのか。

...

中尾町長 この時期に一時中止の請願をいただくのは私の不徳の致すところである。これまでも意見を聞く場はその都度あり、その段階で精一杯説明し今に至った。その上に請願書が出たことを非常に重く受け止めており、決して軽んじてはいない。



入札の様子

文化的施設



古谷 幹夫 議員

3つの選択肢を示した意図はどこにあったのか

選択できる可能性があるものとして示したもの

／政策監

古谷 この事業については四万十町始まって以来の巨大プロジェクトであり、50年先を見据えた施設で、町が描く人口ビジョンをしっかりと見据え、施設の最大の利用者である既存図書館利用者はもちろん、広く住民の意向も十分に把握した上で精査を重ね決定された施設規模の元に進められてきたのかという疑念が払拭しきれない。

この事業に関しては、資材価格の高騰等により総事業費の大幅な増額が見込まれることを余儀なくされたことを受け、これへの対処として、議会、町民に今後の選択肢として、3つ案が示された。

即ち、①やむを得ない事情であるため設計の見直しなどは行わずに予算計上、②施設規模の縮小や設計そのものの見直し



を含めた総事業費の圧縮を検討する、③事業の一時休止。この3つの選択肢を示した意図はどこにあったのか改めて問う。

大元政策監 議会、町民の皆様も含め、選択できる可能性があるものとして主な例を挙げて示したもの。

文化的施設

3595筆を連ねた請願に耳を傾けるべきではないか
決して耳を傾けようとする気持ちはないか／町長

古谷 町長は一期目の当選時「ハード整備はほぼほぼ整い、今後は命や暮らしを守るソフトの充実に努める。行政と住民が垣根

を超えて信頼関係を築き、一体になってまちづくりに取り組む活力のあるまちにしたい」との所信を新聞紙上で表明した経過がある。

まちづくりの拠点とも位置づけ進めようとしているこの文化的施設整備事業に対して、3595名が名を連ね、事業の一時休止、施設規模の見直しを求める請願が提出される事態を招いている。

これに対して町長は、所信表明の中で、「ご不安をお持ちのことと受け止めている」というたった一言で終わっている。

これでは、垣根を超えて住民と信頼関係を築く

どころか、町長自らますます高い垣根をつくってしまうことになる。

それを避けるためにも、是非この請願に耳を傾けるべきではないか。

中尾町長 決して耳を傾けていないという気持ちはない。

今後は、議会の役割、執行部の役割、町民の皆様との関わり、ここはしっかりやっていく必要があると、一定事業を進めてきた側から反省をしている。

これでは、垣根を超えて住民と信頼関係を築く



意思表明

○賛否の分かれた議案

○：賛成 ●：反対

議案	酒井祥成	檀野章	林健三	古谷幹夫	緒方正綱	武田秀義	吉村アツ子	下元昇	水間淳一	中屋康	田邊哲夫	堀本伸一	村井眞菜	橋本章央	
議案第87号 令和4年度四万十町一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	●	○	●	○	●	●	○	欠	●	●	○	賛成多数 原案可決

○全会一致の議案

【10月臨時】議案	結果
議案第72号 大正診療所防災・減災・低炭素化設備整備工事(機械設備)請負契約の締結について	可決
【11月臨時】議案	結果
承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度四万十町一般会計補正予算(第4号))	可決
議案第73号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第74号 令和4年度四万十町一般会計補正予算(第5号)	可決
【12月定例】議案	結果
議案第75号 町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	可決
議案第76号 町道路線の認定について	可決
議案第77号 字の区域及び名称の変更について	可決
議案第78号 字の区域及び名称の変更について	可決
議案第79号 四万十町過疎地域持続的発展計画の一部変更について	可決
議案第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	可決
議案第81号 四万十町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第82号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第83号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第84号 四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第85号 四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第86号 四万十川ジップラインに係る指定管理者の指定について	可決
議案第88号 令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第89号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第90号 令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第91号 令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第92号 令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第93号 令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第94号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第95号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第96号 令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決
議案第97号 令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	可決
議案第98号 令和4年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)	可決
認定第1号 令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	認定可決
請願第4-1号 四万十町文化的施設整備事業の一時休止を求める請願書	みなし不採択

常任委員会報告

■総務常任委員会

9月定例会以降の委員会活動を報告する。

9月は、職員の長時間労働是正について、四万十川ジップラインの指定管理、町有財産の管理を議題とした。町有財産の管理については、職員、一般市民の一時駐車場の整備について報告を受けた。

10月は、決算特別委員会への質問事項について協議を行った。

11月は、職員の長時間労働是正について町長、副町長出席の下、協議を行った。昨年8月に実施した職員アンケートを基に、意見が多かった項目について、町としてどういった対策がとれるのか検討してきた経過の中で、



現在どういった対策が取られているか、また、今後実施していくことについて回答があった。

水曜日のノー残業デーの取り組みで一定の成果があったことや、今後の取り組みとして、書類の簡素化、事務の効率化、AIの活用、押印事務の省力化、自治体DXの取り組み、

み、庁内会議のオンライン化などの取り組みにより、今後なお一層長時間労働是正に取り組みとのことであった。

2年間の総括として、議会BCPについては、今後の議会で継続した取り組みを期待する。また、職員の時間外労働については、一定の成果が得られ、今後も職員の意識改革も含め継続を願いたい。

■教育民生常任委員会

9月定例会以降の活動報告として、10月は、令和3年度決算審査にかかわる勉強会を開催した。

11月は、**文化的施設整備事業の施設規模決定根拠について、過去の検討委員会会議録など、複数の資料をもとに文化的施設整備推進室に確認を行った。**

また、11月1日から4日にかけて行われた説明会に関する概要説明を受けた。

2年間の活動の総括としては、**文化的施設整備計画への対応、社会福祉・高齢者福祉・医療福祉に関する調査、学校教育・社会教育の振興に関する調査を重点目標とし、それぞれ取り組んできた。**

最重要テーマとして位置付けた文化的施設整備事業については、オーテ

ピア高知図書館の活用を基本において、地方公立図書館の在り方について議論・熟考することが重要であり、慎重に進めていくことが必要であると

の共通認識をもって調査にあたってきた。

経過として、昨年6月定例会では、見直しを求める陳情を審査し、委員会では採択すべきとしたが、本会議では不採択となった。

その後の昨年7月に意見公募手続の資料説明後、住民の理解が得られていない段階で、この規模の施設が必要なのか、人口動態に見合った規模にすべきではないかなどの意見集約を行い、これを委員会としての共通認識として、その後の審査にあ

たった。

今年3月には当初予算に計上された移動図書館

車購入に関する委員からの疑問の声が上がり、その後、議員発議で修正動議を行い、否決されている。

また、今年8月には、文化的施設整備事業に関する自由討議の開催をすべきとの意見集約を行ったが、議会運営委員会での審査の結果、開催には至らなかった。

なお、議会に町民から本事業の一時休止を求める請願書の提出があり、この民意を重く受け止め、その趣旨について、委員全員が賛同するものであることを報告する。

計画

四万十町過疎地域持続的
発展計画の一部変更につ
いて

今後実施を予定してい
る各種事業において、過
疎地域の持続的発展の支
援に関する特別措置法
(令和3年法律第19号)
に定められた地方債を活
用するため、その条件と
なる「四万十町過疎地域
持続的発展計画(令和3
年度〜令和7年度)」の一
部変更を行う。

条例

○地方公務員法の一部を
改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に

関する条例について

地方公務員法の一部を
改正する法律(令和3年
法律第63号)の施行によ
る定年年齢の段階的な引
き上げや、役職定年制(管
理監督職務上限年齢制)
制)、定年前再任用短時
間勤務制の導入等に伴い、
引用する規定の条項番号
を改める等、関係条例に
ついて所要の整備を行う
もの。

○四万十町職員の定年等
に関する条例の一部を
改正する条例について

地方公務員法の一部を
改正する法律(令和3年
法律第63号)の施行に伴
い、地方公務員について
も、来年度4月1日から
国家公務員に準じて定年
が段階的に引き上げられ
るとともに、組織全体と

しての活力の維持や高齢
期における多様な職業生
活設計の支援などを図る
ため、役職定年制(管理
監督職務上限年齢制)
による降任及び定年前再
任用短時間勤務制が導入
されることから、関係す
る四万十町職員の定年等
に関する条例の一部を改
正するもの。

○四万十町職員の育児休
業等に関する条例の一部
を改正する条例について

地方公務員の育児休業
等に関する法律及び地方
公務員法の改正に伴い、
関係する規定を整備する
ため、所要の改正を行う
もの。

○四万十町一般職の職員
の給与に関する条例の一
部を改正する条例につ
いて

地方公務員の定年を引
き上げる地方公務員法の
改正に伴い、職員の定年
が段階的に引上げられる
とともに、役職定
年制(管理監督職
勤務上限年齢制)
及び定年前再任用
短時間勤務職員制
が導入されること
から、60歳を超え
る職員の給与の取
扱いに関する規定
を定めるとともに、
所要の用語の整理
を行うもの。

○四万十町福祉医
療費助成に関する
条例の一部を
改正する条例に
ついて

現在、本町では、
15歳に達する日の
年度末までの子ど
もを対象に、通院

や入院時の医療費に係る
自己負担額を助成してい
るが、子育て支援の更な
る充実を図るため、令和
5年4月1日からその対
象年齢を18歳に拡大する
などの制度改正を行うも
の。



大正診療所受付



○四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町におけるし尿の汲み取り手数料は、四万十町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条の規定により別表第4において、100リットル当たり770円と定めている。
この手数料は町がし尿の汲み取りを直営で行った場合の手数料として定めており、現在四万十町のし尿の汲み取りは四万十町一般廃棄物処理業の許可業者のみで行っているため、また今後直営の具体的な予定がないことから当該部分を削除するもの。

その他

○町道路線の認定について

- 整理番号 713
- 路線名 月ノ駄馬東線
- 起点地番 秋丸字月駄馬607番
- 2
- 終点地番 秋丸字月駄馬607番
- 6

○字の区域及び名称の変更について

国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査の結果、大字奥神ノ川の字の区域及び名称を変更する必要が生じたので、これらを変更することについて、地方

自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

【変更地区】

- 大字 奥神ノ川
- 事業名 国土調査法に基づく地籍調査事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく農営土地改良事業（米の川地区農業競争力強化農地整備事業（区画整理））の結果、大字米奥の字の区域及び名称を変更する必要が生じたので、これらを変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

【変更地区】

- 大字 米奥
- 事業名 土地改良法に基づく農営土地改良事業

請願

件名 四万十町文化的施設整備事業の一時中止を求める請願書

みなし不採択

※「みなし」とは、同一会期中において、既に本会議で議決されている、一事不再議の原則により議決することなく、採択または不採択とみなして処理する請願・陳情の取り扱いのこと。



若井グリーンセンター



住民投票条例



古谷 幹夫 議員

常設型住民投票条例の設置を強く求める 制定にはかなりの協議が必要

／町長

古谷 現在進めている**文化的施設整備事業**。現時点において住民の意思を確認するために、住民投票条例の制定を請求するとは可能と考えますが、町長の考えを確認する。

中尾町長 現時

点で住民投票条例制定の請求があった場合、所定の手続きをとっていけば、ルールに従って対応していく。

私としては、現在のところそういったことではなく、議会制民主主義の中でしっかりと進めていくべきだと考えている。

古谷 「まちづくり基本条例」を読み込んだ中で、住民の町政への参画、そ

条例制定・改廃に関する直接請求制度について						
現行制度	請求者	請求先	請求後の措置	結果の通知等	署名簿の審査	請求代表者公
条例の制定・改廃の請求（974）	選挙権を有する者に対する署名の収集（※）	署名簿の審査	請求書の公表 議会を招集し付議（意見付）	議決（過半数で成立）	請求代表者公	請求代表者公

※ 署名の収集期間は、都道府県にあっては2箇月以内、市町村にあっては1箇月以内。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）
第十二条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分金、後納料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。
② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五分の一以上の者の選挙をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分金、後納料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受けた日から二十日以内に議案を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を四項の代表者に通知するものとし、これを分譲しなければならない。
④ 議決、附議の結果を執行した者の職責を執行したときは、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べ得る機会を有せなければならない。
⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第二十一条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五分の一の割合は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日をもってこれを告示しなければならない。
⑥ 第一項の請求において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができる（第七、⑧）（略）

れを担保する当然の帰結として「常設型住民投票条例」を設置すべきと考える。町長の考えを問う。

中尾町長 常設型住民投票条例を制定するのであればかなりの協議が必要だ。議会も我々も正面からしっかりと整理をし、住民の意思が反映できるように、また参画できるような環境はつくってきたい。

地産外商

今後は公社的な受け皿づくりが必要ではないか

組織機構については引き続き

検討してらう／町長

古谷 地産外商推進計画における「地域商社」の現状と課題は。

小笹にぎわい創出課長

他社の窓口としてしっかりとやっているのは5、6社。今後行政としてどこまで踏み込んで地域商社につなげていけるか、個別の取り引きを探っていくかといったところは課題として常に考えている。

古谷 これまでの実績を踏まえ、さらに地産外商を拡大していく上で、地産外商室の位置づけと役割をどう考えるか。

小笹にぎわい創出課長 今後は公社的な役割を持った部分も必要と考える。

中尾町長

これまで職員は職員の頑張りでも実績が上がっている。しかし、公務員業務の限界が課題となっている。

古谷 これまでの実績を踏まえ、さらに地産外商を拡大していく上で、地産外商室の位置づけと役割をどう考えるか。



文化的施設

納得いかない文化的施設 新たなまちづくりの拠点施設に

町長



田邊 哲夫 議員

田邊 長い時間をかけて、構想・計画・実施とそれぞれの手続きを踏み、今日に至ったことは理解できる。長い議員生活の中で、多くの施設整備事業に賛成してきたが、今回の文化的施設については、今なお見直しの声が多い。昨年12月定例会で7億円余りの文化的施設整備予算が追加計上され、1票差で可決となった。議会でも反対の声も多い。

町長は3月当初予算に22億円余りを計上したが、心境を聞く。

中尾町長 昨年11月に施設建設の一時中止を求め、提出された。内容は今後の人口減少や税収の減少などが想定される中で、施設整備は、一時中止すべきとの声で町民の切なる思いであることも理解

町長は3月当初予算に22億円余りを計上したが、心境を聞く。

するが、内部で十分検討した結果、今後の財政運営上耐え得るし、必要不可欠の施設であり、まちづくりの拠点施設にしていきたい。



美術館の様子

住宅施策

町営住宅の入居率と耐震性は

入居率は95%で耐震性のない住宅もある

建設課長

竹内建設課長 入居可能な住宅は419戸あり、

田邊 各地域に町営住宅がある。現在の入居率はどれぐらいか。また、住宅の耐震性は十分かどうかを問う。

入居率は95%であるが、耐震補強をしなければならぬ住宅も195戸ある。重点的に補強工事を進める。



耐震補強をすすめます



デジタル化



下元 真之 議員

デジタル化への対応は 財政計画を考えている／企画課長

下元 社会環境のデジタル化が急速に進んでいるが、今後の展開と課題は。

川上企画課長

重要な通信インフラである四万十ケーブルテレビのインターネット関連機器の更新及び再構築を現在行っている。

また各家庭に設置している機器の更新作業を予定しており、さらに10、20年先には光ケーブルを更新する必要もあり、数十億円の費用が予想されるため、施設等整備基金を積み立てながら財政計画を考えている。

下元 教育環境のデジタル化について、教育現場での取り組みと今後の展



次の世代はデジタル世代

開は。

東学校教育副課長

教育の質の向上を狙いとするとGIGAスクール構想に基づきタブレット端末を全児童生徒用に整備し、各学校の授業や教員と児童生徒とのやり取り、教員には操作方法の研修なども行っている。加えて、家庭学習においてもタブレット端末を家庭で活用できる状況が整っている。

文化的施設

事業計画の見直し等の動きをどうみているか

急ハンドルの切れない／町長

下元 コロナ発生以降、他自治体や民間企業にみえる事業計画の変更、縮小、見直し等の動きをどうみているか。

今回の施設の規模縮小も検討しコンパクト化が必要ではないか。

大元政策監

十和分館については平成31年度に策定した基本構想等の段階から課題を認識しつつ進めてきており、施設規模の縮小は考えていない。

中尾町長

指摘の点をクリアできるかを含めて、再度改めて事業を進めながら検討していきたい。

他の自治体には計画変更もあるが、昨年11月の提案は「急ハンドルを切れない」、「(変更は)議会軽視にもなる」と最後の判断をした。

下元

社会もデジタル化が進み非接触型や非来館型へ変化している。また、次の世代はICT慣れたデジタル世代で、来館利用の図書館利用が少ない世代となる。十和にも図書



既存の図書館



堀本 伸一 議員

在宅介護支援の拡充を図れ 全体のバランスが必要であり 現行で理解を求める／町長

堀本 在宅介護を余儀なくされている家庭にもさまざまな理由や事情があり苦悩をしている。現在の月額2万円の給付金に増額は無理か何う。

堀本 特別養護老人ホームの入所希望者は後を絶たない状況と判断するが、入所待機者の現在数を伺う。

三宮特別養護老人ホーム事務長 両施設で申請者数は140名程度であり、この内で入所判定基準を満たし待機をしている方が、3月10日時点で窪川荘で32人、四万十荘で20人となっている。

三本高齢者支援課長 在宅介護手当の趣旨は、介護者をねぎらうことにある。当初月額1万円を、平成27年より現在の2万円に増額してきた。

中尾町長 施設入所者に対する町の公費負担が約2万7000円になるのでシヨートステイも踏まえバランスが必要であり、確かに現場は厳しいと思うが現行で理解していただきたい。



※訪問看護ステーションくぼかわHPより引用

文化的施設

**自治崩壊の危険性を生むものでは
今後、時期は逸したが必要であれば
説明の対応は行う／町長**

堀本 署名の約3700筆は本町の納税者である。町は「まちづくり基本条

大元政策監 署名請願は12月の補正予算前に町長宛に提出され、行政はその内容を踏まえて予算計上をし議決をいただいたものである。その後、代表者の方と直接の協議は行っていない。

中尾町長 請願署名は12月定例会寸前の11月29日であったこと、行政の内部事情の結果、当時の協議は無理があったこと事

堀本 本事業計画の推移は紆余曲折の状況にある。町民からの請願署名約3700筆等、執行部は昨年12月議会以降に署名代表者の方々と現況を踏まえた報告、協議の接触を行ったのか何う。

例」に基づき町民、町長、議会在常に公正な立場で協議しなければならぬ。」「時期は逸した」と指摘されたが、今後において民意を無視したような行政の強行策は、自治の崩壊を招く危険性があると

思うが町長の所見を示せ。

「は理解していただきたい。」「時期は逸した」と指摘されたが、今後において必要であれば協議も対応していききたい。

「は理解していただきたい。」「時期は逸した」と指摘されたが、今後において必要であれば協議も対応していききたい。

「は理解していただきたい。」「時期は逸した」と指摘されたが、今後において必要であれば協議も対応していききたい。

「は理解していただきたい。」「時期は逸した」と指摘されたが、今後において必要であれば協議も対応していききたい。





佐竹 将典 議員

事業中止の請願書・陳情書を どう受け止めているのか

思いはひしひしと感じている

／町長

中尾町長 行政の動きとして今回は立ち止まるのが難しい。逆に私にはこれを仕上げる責任があると判断したので、ご理

佐竹 この文化的施設について計画は一旦停止を求め人や、住民投票で決めるべきという方、また、町長のリコールを求め人まで最近出てきているが。



旧役場跡地

中尾町長 皆さん方の思いは、ひしひしと感じている。

佐竹 文化的施設事業中止の請願書3596筆、同趣旨の陳情書700筆をどう受け止めているのか。

中尾町長 この施設ができることによって、例えば親子でいってみようと

佐竹 文部科学省のデータによると、「今や図書館は高齢者を中心とした利用に偏っている。毎日開館と同時に新聞や週刊誌を読みにくる高齢者、図書館の椅子に座って時間を潰す高齢者が予想以上に多い」と書かれている。このような意見、データを踏まえても、若者には本を読む習慣はあまりなく、実際にこの施設を中長期継続的に使ってもらうのは難しいのではないか。

中尾町長 この施設が必要視していないのでは

佐竹 若い世代は図書館をそこまですまないと、例えばコミニティの場でさまざまな企画に参加してみた中で、ちよつと本を手にとると、図書のきつかけと意外、そういうところにあるんじゃないかと私自身思っている。

文化的施設

若い世代にとって図書館は必要視されていないのでは
なにかしらの関わりの中で本や美術品に興味を湧く場所／町長



ありやどろなすっちゅうざよ



Q 文化的施設の関連で、「サテライト貸し出し」というのがでてきよったけんど、どういうがぜよ。

A 図書館の団体貸し出しの仕組みを利用した、町民自身が開設・運営できる「小さな貸し出し拠点」のことです。

Q どがな目的をもつちゅうがよ。

A 町民や団体と協力し、利用しやすい場所に設置。そこで、図書館（文化的施設）に直接いくことが難しい人が、本を利用できるようにすることです。

Q もうどこかやりゆうところがあるがよ。

かよ。

A はい。十和地域の旧小鳩保育所の一部を活用し、昨年5月にオープンしています。

Q 目的に沿った実績はあがりゆうかよ。

A 旧小鳩保育所は、公園としての利用や、地域の方が集うコミュニティの場としての役割を担う施設として、遊休施設を地域の団体に無償で貸し付けているものです。その一環として、図書館がない十和地域でも図書館に親しんでもらおうと、地域の団体がボランティアで運営し、オープンから11ヵ月で1450人の利用があるなど、地域の憩いの場となっています。

Q 今後、サテライト貸し出しを増やしていくがよ。

A 町内の他の場所でも増やしていきたいと考えています。



表紙の紹介

2年ぶりに開催された四万十川桜マラソン

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年より開催できていなかった四万十川桜マラソンが、去る3月26日に開催され854人のランナーが桜満開の四万十川沿いを快走されました。

当日、スタート時は雨模様でしたが、ランナーの熱意が雨雲を吹き飛ばし、多くのランナーが完走されました。

編集後記

新しい議会となって初めての「議会だより」をお届けいたしました。年4回の議会定例会の後、議会の様子をわかりやすく編集するよう心がけていきます。

また、「聞き取り調査を兼ねた地域訪問」も広報広聴委員会を中心に検討し直し、多くの町民の皆様方と対話していけるよう計画いたします。

お気づきの点やご意見などありましたらお気軽にお知らせくださいませ。
(下元 真之 記)

【広報広聴委員会】

- 委員長 下元 真之
- 副委員長 山本 大輔
- 委員 中野 正延
- 委員 武田 秀義
- 委員 村井 眞菜
- 委員 中屋 康
- 委員 伴ノ内珠喜
- 委員 古谷 幹夫



十和のサテライト図書館



文化的施設



下元 真之 議員

来館者数の目標4万人はこれでいいの

現在の3倍近い人数だが、少ない人数を見込んでいる 政策監

下元 来館者数の目標4万人は、開館日数で割ると1日平均137人となる。20億円以上かける施設の来館者数がこれでよいのか。

大元政策監 開館時の来館予定者数4万人と示したが、現在の3倍近い人数だ。これはかなり少ない数字を見込んだ目標で、これ以上に向けて進めていきたい。

下元 「少ない人数を見込んでいる」との答弁だが、この見込んだ人数が基となって施設の広さも算出されていたのでは

ないのか。利用者のイメージとして中高生がどの時間で利用できるかと考



文化的施設模型

ているか。ティーンズコーナーは平日はガラガラではないか。

大元政策監 現在の閉館時間は午後6時の設定だが、試験期間中や夏休み中など、柔軟な運用をしながら対応していきたい。

ティーンズコーナーは設けているが、ティーンズの方が使わなければならぬコーナーではなく、いろんな使い方ができると考えている。

文化的施設

町民世帯当たりの負担額が増える要素が大きい 投資効果がしっかり現れるようやっかん町長

下元 1冊当たりの貸し出しコストに対する考え方を問う。

味元生涯学習課長 令和4年度で見ると1冊当たり620円程度だ。今後、計画の目標として、1人当たり3.5冊を貸し出し目標にしており、1100円程度の貸し出しコストになると考えている。

下元 町民1世帯当たりの負担額（現在は約5000円程度）に対する考え方を問う。

大元政策監 施設全体の維持管理費は約8000万円、単純には1世帯当たり約1万円だが、単

に本を貸し出す役割だけではなく、町民の生涯学習を支えていく公共の施設として、このコストを捉えている。

まず減少する縮小社会だ。様々な問題に対しどのように検討し進めていくのか。

下元 今後、開館日数を増やしたり開館時間を延ばす対応や移動図書館の充実、また、十和地域への図書館分館の新設など、関係する維持管理費が増える要素はいっぱいある。しかし、その負担を支える私たちの世代は、ま

中尾町長 確かに今、計画段階で様々な数値を出しているのが我々の仕事だ。まずは実施設計の単価の入れ替えなど最終精査をし、投資効果がしっかり現れるようやっていきたい。加えて利用者の今後の方向性について議論していきたい。



文化的施設整備予定地

その他の質問
● 教育行政
学校統合について
いじめ認知件数の現状
不登校児童・生徒の現状
道徳教育の成果と課題



常任委員会報告

■ 総務常任委員会

2月改選以降の総務常任委員会の活動状況について報告する。

2月18日臨時会が開催されて、武田委員長、中屋副委員長、堀本委員、山本委員、田邊委員、味元委員の6名で組織することとなった。

3月9日、総務常任委員会の年間活動について協議。

○職員の時間外労働についての追跡調査

○議会BCPの策定

○集落活動センター3カ所の調査

○携帯ラジオやケーブルシステムに関する事項の調査

○町有財産の状況に関する調査研究

○地域おこし協力隊の現

状と課題・ミッションの内容等について

○消防団員のなり手不足の問題について

○ドローンの活用について

○コミュニティバスの状況調査

以上について

取り組むこととなった。

4月19日、集落活動センター

仁井田のりん家にて、意見交換

会を実施。7年間

間続いてきたが

人手不足、人口

減少といった問

題で、今後維持

するにはかなり

5月10日、臨時会后、地域おこし協力隊の現状と課題について、また、議会BCPの今後の内容について協議。

以上が2月以降の活動内容となっている。今後も議会BCPについては

先進地視察を計画しており、早期に取り組んでいきたい。

■ 教育民生常任委員会

今期の教育民生常任委員会は学校教育、社会教育の振興並びに社会福祉、老人福祉、児童福祉の二点を重点目標として、委員会活動を行う。委員会内で十分調査研究を行い、所管課が抱える課題などを洗い出したい。今後は重点目標に沿って委員会活動を行う。

2月改選以降の活動について報告する。

2月18日、臨時会が開催され、林委員長、下元副委員長、水間委員、緒方委員、伴ノ内委員の5

名で教育民生常任委員会を組織することになった。

3月9日、文化的施設整備事業の進捗について

説明を受け、質疑応答を行った。

4月19日、しまんと町

社会福祉協議会との意見交換会を行った。意見交

換会を行った。意見交



換会では社会福祉協議会の抱える課題などについて意見を聞き、執行部も

5月10日、臨時会終了

後、健康福祉課長と高齢

者支援課長に出席を願い、

望事項などについて、執行部の考え方などの聞き取りを行った。

専門的分野での委員会

活動についてはまだまだ

至らぬ点多々あり、今後

も所管分野についてより